

平成23年(㉟)第1号

温泉施設利用妨害禁止等仮処分命令申立事件

債権者 井 武志 外14名

債務者 加藤利彦 外 2名

2011年(平成23年)5月13日

大分地方裁判所日田支部 御中

債権者代理人弁護士 前 田 豊
同 弁護士 島 村 洋 介

主 張 書 面 (2)

第1 当事者の表示

別紙当事者目録(一)(二)(三)(四)記載のとおり。

第2 申立の趣旨の補正

申立の趣旨を、次の申立の趣旨記載のとおり補正する。

この補正は、被保全権利を、債権者らの共有権又は単独所有権に基づく物権的妨害排除請求(原状回復請求)に絞るものである。概要を述べれば、

- (1) 補正された申立の趣旨第1項は、「桃李苑」の本管切断に対し、共有権に基づき、切断箇所を修復を求め、原状回復を求めるものである。
- (2) 同第2項は、中央農林が修復しないときは、共有権に基づき、債権者らが修復することを中央農林が妨害しないよう求めるものである。
- (3) 同第3項は、「桃李苑」以外の個別止水栓の封印に対し、止水栓の所有権に基づき、封印した閉栓バルブの撤去を求めるものである。

- (4) 同第4項は、中央農林が撤去しないときは、止水栓の所有権に基づき、債権者らが閉栓バルブを撤去することを中央農林が妨害しないよう求めるものである。
- (5) 同第5項は、現在本管切断や止水栓封印を受けていない債権者を含めて、本管の共有権及び止水栓・量水器の所有権に基づいて、機能を損なう措置をとらないよう求めるものである。
- (6) 早期解決のため、当初の申立書記載の申立の趣旨は取下げ、主張書面(1)の申立の趣旨の補正につき、改めて別紙のとおり補正する。

主張書面(1)と比べ、第3項、第4項で、債権者の数が増えているが、これは、中央農林が、平成23年4月25日、同30日に、「桃李苑」以外の別荘地について、個別に多数の止水栓を封印したためである。

第3 申立の趣旨

- 1 債務者中央農林は、本決定後3日以内に、別紙債権者目録(一)記載の債権者らのため、「桃李苑」内の別紙物権目録4の(1)ないし(3)記載の土地内の別紙図面中【×1】、【×2】及び【×3】で表示された温泉水供給管の本管切断部分を、耐熱配管用ソケット及び耐熱塩化ビニール管を用いて修復し、切断前の原状に回復させなければならない。
- 2 債務者中央農林は、別紙債権者目録(一)記載の債権者らが、自ら又は第三者をして、「桃李苑」内の別紙物権目録4の(1)ないし(3)記載の土地内の別紙図面中【×1】、【×2】及び【×3】で表示された温泉水供給管の本管切断部分を耐熱配管用ソケット及び耐熱塩化ビニール管を用いて修復し原状回復するときは、これを妨害してはならず、当該修復作業をする間、別紙物権目録2の(8)の記載の土地の温泉水道施設から当該作業場所への温泉水の送水を一時停止させなければならない。

- 3 債務者中央農林は、本決定後3日以内に、別紙債権者目録(二)記載の債権者らの土地内に設置された温泉水供給管の止水栓に被せた閉栓バルブを撤去しなければならない。
- 4 債務者中央農林は、別紙債権者目録(二)記載の債権者らが、自ら又は第三者をして、同人らの土地内に設置された温泉水供給管の止水栓に被せられた閉栓バルブを撤去することを妨害してはならない。
- 5 債務者らは、別紙債権者目録(一)(二)(三)記載の債権者らのため、あらゆる場所の温泉水供給管の本管又は支管を切断し又は封印してはならず、また債権者らの土地内に設置された温泉水供給管の止水栓及び量水器の機能を損なう一切の措置を採ってはならない。

第2 申立の理由

1 侵害行為

- (1) 中央農林は、平成23年4月3日、同5日に止水栓を封印したが、それは解除された。
- (2) 中央農林は、平成23年4月12日、「桃李苑」の温泉水供給管の本管を、3カ所にわたって、まさに強行的かつ暴力的に切断した(甲26の1ないし3。甲29)。

これによって、切断箇所で流れが途絶し、切断箇所より下流には温泉水が流れなくなった。別紙の「『桃李苑』本管配置図及び本管切断箇所」記載のとおりであり、別紙物権目録4記載の土地内に埋設された本管を、【×1】【×2】及び【×3】の3カ所で切断した。これによって、同図面の赤で彩られた本管は流れが途絶えた。

- (3) 債権者目録(一)記載の債権者らは、全員「桃李苑」に別荘地を有し、建物を建てている。

同債権者らは、全員150万円の温泉水道施設負担金(譲渡金)を

支払って、源泉地及びタンク室敷地の共有権を購入し、温泉水道施設の共有権を購入したものであり、温泉水道施設である温泉水供給管の本管を共有するものである。

しかるところ、中央農林が【×1】【×2】及び【×3】の3カ所で本管を切断したため、債権者目録（一）記載の債権者らの共有権が侵害され、本管は切断され、温泉水を供給する機能を喪失した。

- (4) 加えて、債権者目録（一）の一部債権者らは、中央農林に管理費を先払いしているのに、本管を切断され、温泉水を供給する機能を喪失させられている。

すなわち、債権者目録（一）の債権者番号6の吉井昭弘は平成23年10月分までの管理費を中央農林に支払い、同13の宮原弘子は平成23年11月分までの管理費を支払い、同15の濱崎哲也は平成23年4月までの管理費を支払い、同17の有森義則は平成23年5月分までの管理費を支払い、同22の光瀬栄子は平成23年5月分までの管理費を支払っている。従って、上記の債権者は、管理費を支払っていたのに、中央農林の一方的な本管切断行為によって本管の共有権を侵害され、（光瀬については大本の供給設備の遮断行為によって）、温泉水を利用することができなくなった。

- (5) 債権者目録（二）記載の債権者らは、全員、「桃李苑」以外の別荘地に別荘地を有し、建物を建てている。

同債権者らは、全員150万円を支払い、本管を含む温泉水道施設の共有権を取得している。

別紙平面図及び断面図記載のとおり、本管から支管を立ち上げ、量水ボックス内の止水栓と量水器（メーター）に接続し、建物に温泉及び水道を引き込むという仕組みになっている。支管から先は各別荘地所有者が個別にお金を負担して購入した単独所有物であり、量水ボックス内の止水栓と量水器（メーター）は別荘地所有者の単独所有物である。

- (6) 中央農林は、平成23年4月25日、同30日、債権者目録（二）の債権者らの単独所有物である止水栓に、止水したまま閉栓キャップ

を被せ、単独所有物である止水栓の機能を妨害した。中央農林は、閉栓キャップで封印したあと、閉栓キャップの穴を塞ぎ、止水栓を使えなくした（甲39。甲40）。

これによって、債権者目録（二）の債権者らは、その所有する、温泉水の供給路を開閉する止水栓の機能を妨害されている。

- (7) 加えて、債権者目録（二）の一部債権者らは、中央農林に管理費を先払いしているのに、止水栓を封印切断され、温泉水を供給する機能を喪失させられている。

すなわち、債権者目録（二）の債権者番号28の高村文子は平成23年6月分までの管理費を中央農林に支払い、同38の白谷正子は平成23年9月分までの管理費を支払い、同42の羽野和博は平成23年5月までの管理費を支払っている。従って、上記の債権者は、管理費を支払っていたのに、中央農林の一方的な封印行為によって止水栓の所有権を妨害され、温泉水を利用することができなくなっている。

2 被保全権利

(1) 温泉水道施設の共有及び止水栓の単独所有

① 温泉水道施設譲渡書と150万円の譲渡代金

平成13年の後半以降、「温泉水道施設譲渡書」（甲33の1ないし25）が交わされ、各自150万円の譲渡代金の支払によって温泉水道施設の譲渡契約が結ばれた。平成13年前半以前にはそのような「温泉水道施設譲渡書」は交わされていないが、契約関係は同様と考えられる。この金額は、いうまでもなく別荘地の分譲地代金とは別である。

この150万円の支払により、源泉地、源泉地内の汲上げ動力（水中ポンプ）、タンク室敷地、タンク室内の温泉水道施設、及び源泉地から各別荘地まで延びる配管設備は、別荘地購入者に譲渡され、別荘地所有者の共有となった。

その金額は、合計すると巨額である。1件150万円に660名を乗じると、総額9億9000万円となる。それは、源泉地、タン

ク室の敷地の購入、源泉地の掘削費用、汲上げ動力（水中ポンプ）、タンク室内のタンク、ボイラー、加圧ポンプ、配管など、全ての温泉水道施設の費用を賄ってもおつりが来るほど巨額なものである。逆にいえば、9億9,000万円も集めてタンク室の敷地のみの売買ということなら、それは暴利行為であり、公序良俗に反するというべきである。初めから150万円でタンク室の敷地のみの共有登記という説明であれば、誰もが高過ぎて二の足を踏むと考えられる。

また、その後も、維持管理だけでなく、補修や交換を含めて、全て全ての温泉水道施設が別荘地所有者の管理費によって賄われている。

いわば、別荘地所有者の費用で全ての温泉水道関連施設が運営されているのであるから、温泉水道施設が別荘地所有者らの共有に属すると考えることは自然な考えである。

また、逆に、温泉水道施設が被告らの中の誰かに属するとの契約もない。そうかといって、販売会社の所有であるかといえば、そうでもない。販売会社は宝林を除いて全て廃業している。

② 温泉水道施設の構造

温泉水道施設の構造は、それを図示すれば、甲7の1、2、甲41、甲42のとおりである。

源泉地の地下に汲上げ動力（水中ポンプ）が設置され、揚水管を通過してタンク室に運ばれ、タンク室内のタンク、ボイラー及び加圧ポンプによって保管、加熱、加圧され、温泉水道水供給管の配管を通過して、地下を潜り、各別荘地に本管を通して供給される仕組みである。

そして、別荘地の敷地の地下の本管から、支管を立ち上げ、別荘地所有者の費用で止水栓と量水器を設置し、支管を通じて各別荘地に温泉水道水を供給している。

源泉地から本管に至るまでの全ての温泉水道施設は別荘地所有者の共有である。後に代表取締役になった、当時監査役の中央農林の岩元隆は、平成21年2月22日、「温泉権利はオーナー1人1人

にあるんですよ」「温泉源から設置されている各家までのパイプ等の施設の権利についてはあなた方にあります」と述べている（甲11の13頁）。岩元隆の発言は、中央農林を代表して交渉に参加した際の発言であるから、重みがある。

③ 管理委託契約書の記載

管理委託契約書では、例えば夙忠爾の場合であれば、「あまがせ温泉村の会」ができて、別荘地所有者はその会員となり、中央農林はその世話人となる規定になっている（例えば甲21の2）。その構造は、全部同じである。しかし、中央農林は、そのような世話人的な業務はしてこなかった。

中央農林は、草刈り、清掃、共用施設の保守点検等が主たる業務である、あくまでも管理会社であり、専有地、共有地、その他共用施設の管理を行うことになっている（同）。

管理費は、例えば、「水銀灯、水道・温泉の汲み上げ動力等の共用施設の保守費及び運転費」や「共用施設の電気料」等に充当されることになっている。管理委託契約書では、「敷地及び共用部分等」という表現が多用されているが、それは別荘地所有者の敷地及び共用部分等に管理費を充当することを意味している。

温泉水道施設は共用施設であり、別荘地所有者らから管理費を徴収して温泉水道施設の管理にあたってきた。従って、管理委託契約書によっても、温泉水道施設は中央農林のものではなく、別荘地所有者の共有物であり、温泉水供給管の本管は共有物である。

また、本管から立ち上がる支管は個人の所有物であり、支管に設置された止水栓と量水器は個人の所有物である。

(2) 温泉水道施設の共有権

① 源泉部分の共有登記

被保全権利を考える際に、これと関連し、源泉地の共有登記を同根のものとして考えるべきことがある。

本訴である御庁平成22年（ワ）第71号共有登記等請求事件において、中央農林を含む被告らは、本件売買契約の目的物は、別荘

地及びタンク室の敷地であると主張し、源泉地の共有関係を否定する（同事件の平成23年5月12日付け第6準備書面）。

ところが、当の中央農林は、訴訟外では、源泉地の共有登記が売買の条件になっていることを公に認めており、上記の準備書面における主張は誤りというよりは偽りに近い。

すなわち、中央農林代表取締役植松謙二は、平成22年5月4日別荘地所有者に郵送された「（株）中央農林からのお知らせ」という文書において、次のように述べた。

「全国の温泉付き管理会社と当社の経営内容と比較検討しておりますが、当社が、特に契約内容が劣っていたり管理状況がずさんであるなどという事柄についてのご批判は受けるものではなく、むしろ他社から比べてもかなりオーナー各位の権利を保障している内容と自負しております。一例をあげるならば、（温泉）源泉部分の共有登記などは、他社には殆どあり得ない条件なのであります」（甲43）。

このように、中央農林代表取締役植松謙二は、別荘地所有者に対して、「（温泉）源泉部分の共有登記」が条件になっていると述べた。今更、「（温泉）源泉部分の共有登記」とはタンク室の敷地の共有登記のことだと言いつくすることはできない。なぜなら温泉の源泉部分とタンク室の敷地とは明確に相違するからである。

中央農林代表取締役植松謙二氏は、本当は源泉地の共有はないと考えていたのに、（温泉）源泉部分の共有登記が条件になっていると、嘘を書いたのか。そうではあるまい。平成22年5月4日という時期は、同年1月の処分禁止の仮処分につき、同年4月30日に本案訴訟が提訴された直後のことであるから、同人は、加藤利彦氏から事情を聞き、源泉地の共有登記が問題になっていることを知悉していたと考えられる。従って、嘘を言って、中央農林が不利になることを言うはずはなく、真摯に、温泉の源泉部分の共有登記が条件になっていると認識していたと考えられる。

そうすると、中央農林を含む本案訴訟の被告らが、売買の目的物

は別荘地及びタンク室の敷地であり、源泉地は共有ではないと主張すること（平成22年（ワ）第71号事件における被告ら第3準備書面3頁，同被告ら第5準備書面1頁），あるいは現在もそう主張すること（同被告ら第6準備書面1頁）は，上記の植松謙二名による中央農林の文書との整合性が全くない。

② 被告らの欺きの履歴

被告らは，以前から同じようなことをしてきた。販売チラシの物件概要に「源泉地及びそれに付帯する施設等，敷地は各自共有登記になります」とうたって顧客を呼び込みながら（例えば甲21の14 販売チラシの物件概要・負担金欄），いざ蓋を開けてみると，登記されたものは源泉地の共有登記ではなく，タンク室の敷地の共有登記のみであった。販売チラシの広告からすれば，当然，タンク室の敷地だけでなく源泉地も共有登記をしなければならないが，タンク室の敷地のみを共有登記して購入者を欺いてきた。

同じようなことは，温泉水道施設の共有権についてもいえる。

被告らは，本案訴訟で，温泉水道施設は共有ではないと主張するが，それはあたかも源泉地の共有登記の件と同じように，別荘地所有者らを欺くものだと言わなければならない。

③ 本件の被保全権利

債権者らの被保全権利は，本管の共有権と，止水栓の単独所有権である。それは，債権者らが150万円を支払って温泉水道施設の譲渡を受け共有となったことからくる本管の共有権，及び，債権者らが自費で本管から支管を立ち上げ，それに止水栓と量水器を購入して支管に接続したことからくる止水栓の単独所有権である。

被告らには，「各自共有登記になります」とうたった広告責任があるように，また，代表取締役植松謙二名で別荘地所有者に郵送した文書でうたった源泉部分の共有登記を実現する責任があるように，本管の共有権と止水栓の単独所有権への侵害をやめ，速やかにこれを原状に回復する義務があるといわなければならない。

4 緊急性とまとめ

中央農林の本管切断及び止水栓封印は、債権者らの共有権や単独所有権を否定するものであって、その行為態様も有無を言わず切断し、又は封印するという、暴力的なものである。

また、裁判所における暫定合意の最中であったことを考えると、裁判制度を軽視した無謀なものとしか言いようがなく、法の支配が軽視されていると言わなければならない。このまま放置するときは、無謀な自力救済を容認することになるだけでなく、半永久的に本管の共有権が害され、止水栓の単独所有権が害されることになる。債権者らは日常的に風呂が使えなくなり、住居の機能が阻害される。

中央農林がそれを正当なものとして認められたと考えて、さらに止水栓や量水器を封印するなどして被害を拡大する道を進んでいけば、無法がはびこり、全体として取返しのつかない損害を被ることになる。

従って、現在いまここで、中央農林に対し、緊急に修復して、まずもって原状に回復させる必要がある。

もし、中央農林がそれをしないならば、債権者らに共有物や単独所有物を修復することを許し、その修復工事を中央農林に妨害させないようにする必要がある（債権者らが修復工事をするときは、温泉水が噴き出さないよう、その時間中は、温泉水の供給を停止させる必要がある）。

さらに、今後もなお、別の形で、別の別荘地所有者にも共有権侵害や所有権侵害を行う可能性が考えられることから、中央農林に、それをしないよう妨害排除を求める必要がある。

以上

当事者目録 (一)

債権者

番号

- | | | | | |
|----|-----------|--------------|-----|-------|
| 1 | 〒877-0112 | 大分県日田郡天瀬町本城 | 債権者 | 榑木昭信 |
| 2 | 〒877-0112 | 大分県日田郡天瀬町本城 | 債権者 | 辻 祐喜 |
| 3 | 〒838-0017 | 福岡県甘木市千手 | 債権者 | 井上悦文 |
| 4 | 〒988-0081 | 大分県日田市清岸寺町 | 債権者 | 中山智章 |
| 5 | 〒805-0001 | 北九州市八幡東区荒手 | 債権者 | 豊見本長栄 |
| 6 | 〒807-0835 | 北九州市八幡西区東折尾町 | 債権者 | 吉井昭弘 |
| 7 | 〒877-0112 | 大分県日田郡天瀬町本城 | 債権者 | 岡本文子 |
| 8 | 〒805-0034 | 北九州市八幡東区清田 | 債権者 | 近田孝之 |
| 9 | 〒819-0165 | 福岡市西区今津 | 債権者 | 木下久美子 |
| 10 | 〒811-3219 | 福岡県福津市西福岡 | 債権者 | 井原康喜 |
| 11 | 〒830-0112 | 福岡県久留米市三潞町玉満 | 債権者 | 西田泰治 |
| 12 | 〒840-0851 | 佐賀県佐賀市天祐 | 債権者 | 森山早苗 |
| 13 | 〒830-1105 | 福岡県久留米市北野町中川 | 債権者 | 宮原弘子 |
| 14 | 〒816-0931 | 福岡県大野城市筒井 | 債権者 | 中島明子 |
| 15 | 〒811-0204 | 福岡市東区奈多 | 債権者 | 濱崎哲也 |
| 16 | 〒849-0934 | 佐賀県佐賀市開成 | 債権者 | 鈴木守夫 |

- 17 〒811-2232 福岡県糟屋郡志免町別府西 [REDACTED]
債権者 有森義則
- 18 〒807-0071 北九州市八幡西区上の原 [REDACTED]
債権者 鬼塚茂利
- 19 〒800-0221 北九州市小倉南区下曾根新町 [REDACTED]
債権者 大田悦子
- 20 〒814-0163 福岡市早良区干隈 [REDACTED]
債権者 羽田英貴
- 21 〒811-4152 福岡県宗像市武丸 [REDACTED]
債権者 村田重勝
- 22 〒840-0055 佐賀県佐賀市材木町 [REDACTED]
債権者 光瀬栄子
- 23 〒816-0963 福岡県大野城市宮野台 [REDACTED]
債権者 渡邊成昭

当事者目録 (二)

債権者
番号

- | | | | | |
|----|-----------|--------------|-----|-------|
| 24 | 〒800-0253 | 北九州市小倉南区葛原本町 | 債権者 | 井 武志 |
| 25 | 〒877-0111 | 大分県日田郡天瀬町五馬市 | 債権者 | 原野一男 |
| 26 | 〒877-0111 | 大分県日田市天瀬町五馬市 | 債権者 | 関口トモミ |
| 27 | 〒818-0041 | 福岡県筑紫野市上古賀 | 債権者 | 鹿野紘史 |
| 28 | 〒807-0112 | 福岡県遠賀郡芦屋町正門 | 債権者 | 高村文子 |
| 29 | 〒816-0981 | 福岡県大野城市若草 | 債権者 | 島田和幸 |
| 30 | 〒830-0048 | 福岡県久留米市梅崎町 | 債権者 | 中尾康行 |
| 31 | 〒877-0111 | 大分県日田市天瀬町五馬市 | 債権者 | 高橋清人 |
| 32 | 〒841-0031 | 佐賀県鳥栖市鎗田町 | 債権者 | 中山充孝 |
| 33 | 〒839-0841 | 福岡県久留米市御井旗崎 | 債権者 | 谷村修三 |
| 34 | 〒818-0014 | 福岡市城南区樋井川 | 債権者 | 佐藤芙美子 |
| 35 | 〒870-0804 | 大分県大分市御幸町 | 債権者 | 工藤栄治 |
| 36 | 〒818-0014 | 福岡県筑紫野市牛島 | 債権者 | 安田典子 |
| 37 | 〒811-2125 | 福岡県糟屋郡宇美町宇美東 | 債権者 | 古澤孝道 |
| 38 | 〒807-0829 | 北九州市八幡西区星和町 | 債権者 | 白谷昌子 |
| 39 | 〒803-0855 | 北九州市小倉北区豎林町 | 債権者 | 中川慶三郎 |

- 40 〒807-0072 北九州市八幡西区上上津役 [REDACTED]
債権者 相原直文
- 41 〒846-0031 佐賀県多久市多久町 [REDACTED]
債権者 大崎淳子
- 42 〒877-0081 大分県日田市大字渡里 [REDACTED]
債権者 羽野和博
- 43 〒846-0011 佐賀県多久市東多久町大字別府 [REDACTED]
債権者 金ヶ江利文
- 44 〒840-0842 佐賀県佐賀市多布施 [REDACTED]
債権者 野方重夫
- 45 〒849-0917 佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬 [REDACTED]
債権者 千住芳則
- 46 〒807-1111 北九州市八幡西区船越 [REDACTED]
債権者 森田 栄
- 47 〒813-0042 福岡市東区舞松原 [REDACTED]
債権者 近藤 昇
- 48 〒877-0111 大分県日田市天瀬町五馬市 [REDACTED]
債権者 峰原庸司
- 49 〒811-3114 福岡県古賀市舞の里 [REDACTED]
債権者 田中陸朗
- 50 〒811-4156 福岡県宗像市自由ヶ丘南 [REDACTED]
債権者 石丸島根
- 51 〒802-0981 北九州市小倉南区企救丘 [REDACTED]
債権者 帯刀卓見
- 52 〒802-0971 北九州市小倉南区守恒木町 [REDACTED]
債権者 株式会社ヤマキホーム
代表取締役 土川恵司
- 53 〒877-0111 大分県日田郡天瀬町五馬市 [REDACTED]
債権者 鮫島久美子
- 54 〒841-0013 佐賀県鳥栖市田代新町 [REDACTED]
債権者 西依 廣
- 55 〒811-1203 福岡県筑紫郡那珂川町片縄北 [REDACTED]
債権者 濱田照代
- 56 〒830-0049 福岡県久留米市大石町 [REDACTED]
債権者 前田トシ子

当事者目録 (三)

債権者

番号

- | | | | | |
|----|-----------|----------------|-----|------|
| 57 | 〒813-0044 | 福岡市東区千早 | 債権者 | 嵐 忠爾 |
| 58 | 〒820-0202 | 福岡県嘉麻市山野 | 債権者 | 井上善喜 |
| 59 | 〒822-1405 | 福岡県田川郡香春町大字中津原 | 債権者 | 井上 脩 |
| 60 | 〒877-0056 | 大分県日田市大字高瀬 | 債権者 | 武内憲一 |

当事者目録 (四)

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目7番11号斉藤ビル3階
(送達先) あおぞら法律事務所
電話 092-721-1425
FAX 092-721-1498
債権者ら60名代理人弁護士 前田 豊
同 弁護士 島村洋介

〒160-0023 大分県日田市天瀬町塚田1589番地の1
債 務 者 株式会社中央農林
代表者代表取締役 植 松 謙 二

別紙物件目録 4

- (1) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 6 4 0 番 4 5
地目 山林
地積 1 1 0 m²
- (2) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 6 4 0 番 1 1
地目 山林
地積 1 1 9 m²
- (3) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 6 4 0 番 3 8
地目 山林
地積 1 5 6 m²

別紙物件目録 4

- (1) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 6 4 0 番 4 5
地目 山林
地積 1 1 0 m²
- (2) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 6 4 0 番 1 1
地目 山林
地積 1 1 9 m²
- (3) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 6 4 0 番 3 8
地目 山林
地積 1 5 6 m²